

り他社小を仕止（さし止め）られれば辭退し
 傳ふ神及或曰大中臣氏を仕の神縁源と
 事ハ小縁ハあらず伊勢祭に代り神院を
 奉り一側又大宮にも上代ハ諸氏混一て
 も但を一にせられど中臣朝臣比登より以來
 他姓を以任る他姓を任せれば天下乃凶
 事なり一とて天徳三年九月内裏回祿
 同十月仲務官よりあり旱魃疾病并起
 と卜食あり一とて勅云矣姓の人神事
 に依りてある故に大神有崇於是礼賜と

まが別を附のま月氏言ハ諸氏なり一
 とを分傳心せしむとなり又幣帛使の事
 も續日本記ハ天平宝字元年六月乙未詔
 ありて伊勢大神宮の幣帛使ハ自今以後
 差中臣朝臣不能用他姓人と言ふ情旧出の
 語を考るに諸社のま月氏神を祝以下も
 神の苗裔を以て定むる事深理ある事に
 やそ氏人をさしとてハ其人をとりよ一に次
 才も是く一なり崇神記ハ大國魂命の祝
 を讀めども古書大國魂命を以て古を